

## 公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ 委員会規程

平成23年12月22日

規 程 第 3 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第30号。以下「対策規程」という。）第2条第7号及び第8号に掲げる実施基準及び手順の策定、実施及び改廃に関する事項
- (2) インシデントの再発防止策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報セキュリティ（対策規程第2条第1号に掲げるものをいう。）に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 情報担当副理事
  - (2) 事務局長
  - (3) 学部長・研究科長
  - (4) 広島平和研究所長
  - (5) 広島市立大学学則（平成22年学則第1号）第6条第1項に規定する附属施設・センターの長
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員会に委員長を置き、情報担当副理事をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。